

契約外施設で産後ケアを希望される方へ



産後ケア（契約外施設）申請から利用までの流れ

1. 産後ケア利用予定の施設へ事前相談する

利用希望の産後ケア施設（契約外）が知多市の産後ケア事業としての利用が可能か確認して、健康推進課へお知らせください。利用日の日程調整、持ち物の確認などもしてください。

注：利用施設で1. の通知のとおり対応できない場合、費用助成の対象外となります。

利用施設に渡す書類

1. 知多市産後ケア事業の実施について（お願い）
2. 知多市産後ケア事業利用日承認票兼実施報告書（第5号様式）

2. 産後ケア利用申請をする（利用日の10日前まで）

利用申請書を健康推進課の窓口に提出します。

事前に準備したい場合は、ホームページからダウンロードができます。

利用申請書は窓口でも配布していますので、その場で記入して提出も可能です。

- 申請書類**
1. 知多市産後ケア事業（契約外施設）利用申請書兼同意書（第1号様式）
 2. 知多市産後ケア事業（契約外施設）利用日等申請書（第4号様式）

3. 利用承認通知書の受け取り

申請が受理されると、知多市健康推進課から「知多市産後ケア事業（契約外施設）利用承認通知書」と「利用日等承認書兼実施報告書」が届きます。

4. 産後ケアを利用する

利用施設に「知多市産後ケア事業利用日承認票兼実施報告書」を提出して、サービスを利用してください。

5. 利用費用を支払い、利用施設から必要書類や領収書等を受け取る

利用施設による記入済みの「知多市産後ケア事業利用日承認票兼実施報告書」、領収書、明細書を受け取ってください。

注：医療保険が適用された費用は対象外です。

退院直後から利用希望の方

妊娠中又は出産後できるだけ早く健康推進課と利用施設の両方にご連絡ください。

利用日確定後、キャンセルまたは変更する場合

できるだけ早く健康推進課と利用施設の両方にご連絡ください。

*上記の流れは変更になることがあります。

知多市健康推進課（保健センター）
0562-54-1300

産後ケア利用後の手続き方法

1. 補助金の交付申請をする(利用日から1か月以内)

提出する書類と持ち物を準備し、健康推進課の窓口に提出します。

提出する書類

★本人が用意するもの

1. 知多市産後ケア事業補助金交付申請書(第6号様式)
2. 知多市産後ケア事業補助金交付請求書(第8号様式)

注: 申請書は健康推進課の窓口にも備えてあります。

★施設に記入してもらうもの

1. 知多市産後ケア事業利用日承認票兼実施報告書(第5号様式)

持ち物

1. 利用者本人名義の銀行口座が確認できる通帳もしくはインターネットバンキングの画面の写し
2. 利用した施設の領収書の原本

2. アンケートを提出する

産後ケア終了後、健康推進課にアンケートを提出してください。産後ケアを利用された感想をお聞きし、必要に応じて子育て支援情報の紹介などを行います。

注: アンケートは健康推進課の窓口にも備えてあります

知多市健康推進課(保健センター)
0562-54-1300